

かんぽ生命の新規業務（医療特約の改定等）に関する生保労連の意見

生保労連は、郵政民営化にあたっては民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを認めることはできず、まずは、かんぽ生命への政府関与（出資）の解消をはかることが先決であるとの主張をこれまで一貫して行って参りました。

また、日本郵政がかんぽ生命株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣へ届け出たことを受け、貴委員会より示された「かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」に対し、生保労連として、「他の生命保険会社との競争関係」「郵政民営化委員会の果たすべき役割」に関する認識、および「新規業務に関する調査審議の方針」に関する具体的な要望等を申し述べて参りました。

こうした中、11月10日にかんぽ生命より届出のあった医療特約の改定等を内容とする新規業務の取扱いに対し、貴委員会として調査審議を実施し、意見聴取をする旨の判断がなされた点については、生保労連がこれまでに申し述べてきた内容も一定考慮されたものとして受け止めております。

かかる認識の下、今般の具体的な改定内容を見ますと、特約付加要件の緩和や入院一時金の増額等が示されており、実態として医療保障を主体とする提案も可能となることから、第三分野市場を中心に民間会社との競争関係に大きな影響を及ぼす懸念があるものと考えます。

年換算保険料等の各指標における第三分野商品の占率が高まる中、政府の間接出資を背景としたいわゆる「暗黙の政府保証」は未だ払拭されていない現状において、かんぽ生命による第三分野市場への取組みが強化されることとなれば、民業圧迫を招くことは明らかであり、ひいては、民間会社で働く者の処遇・雇用にも影響を及ぼしかねないものと危惧せざるを得ません。

貴委員会としても認識されている「学資保険」商品改定後の圧倒的な販売シェアの推移や、直近、積極的な営業を控えている中にもあっても10%を超える販売シェアを維持している状況は、生保労連のこうした懸念・危惧を裏付ける証左でもあると捉えております。

加えて、新規業務の取扱いにあたっては、募集・契約管理面等における十分かつ適切な態勢整備が求められており、それらは生命保険市場の健全な発展のためにも欠かせないものと考えます。

貴委員会におかれましては、調査審議にあたって、民間会社で働く者の意見も十分に踏まえ、新規業務に係る配慮義務を履行する公平・中立な第三者の立場から、十分かつ慎重な検証が行われることを要望いたします。

また、今後、仮に今般届出がなされた商品の取扱いが開始されることとなった場合には、市場に与える影響について、各種指標の動向等も含めた継続的な調査・検証等を実施するよう、お願いいたします。

以上